

広島県告示第 611 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 6 月 22 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	三原市沼田西町小原 73 番 46 号 株式会社 ガルバ興業 三原工場 代表取締役 菊川 満男
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田西町小原 73 番 46 号 株式会社 ガルバ興業 三原工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設を 1 基設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
能力	(1 日 当 たり)	5 トン (鋼 構 造 物 の 処 理)
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 1 週間
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時間連続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		5.8~6.0	5.6~6.2
		浮遊物質	(単位: mg/l)	10	20
		六価クロム化合物		100	200
		クロム含有量		100	200
		亜鉛含有量		50	100
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		0	10	
汚水等の排出先		一定期間使用した廃液は業者委託処分とする			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年6月22日から平成21年7月6日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市環境政策課